

奈良県 福祉サービス第三者評価 基準

評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点

(保育所版 付加項目)

奈良県

A-1 子どもの発達援助

1-(1) 発達援助の基本

A-1-(1)-① 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。

【判断基準】

- a) 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。
- b) 保育計画は、保育の基本方針に基づき作成されているが、地域の実態や保護者の意向等は考慮されていない。
- c) 保育計画が、保育の基本方針に基づいていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育計画は、入所している子どもが入所期間に、保育の目標を達成することができるよう全体的かつ一貫性のある計画であり、所長(園長)の責任のもとに作成されるものです。
- 保育計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえていることが必要であると同時に、保育の基本方針に基づいて作成されていることが大切です。
- また、子どもとその背景にある家庭や地域の実態把握（地域へのアンケート調査等）、また保護者の意向を考慮して（保護者へのアンケート調査やクラス懇談会等で保護者から出された課題など）、保育を見直し、保育計画の作成に生かすといった取り組みも必要となります。

評価の着眼点

- 保育計画が、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成されている。
- 保育計画が、保育の基本方針に基づいて作成されている。
- 保育計画が、子どもとその背景にある家庭や地域の実態把握（地域へのアンケート調査等）、また保護者の意向を考慮して作成されている。

言葉の定義

保育計画：保育計画は所長(園長)の責任のもとに作成される。入所している子どもが入所期間に、保育の目標を達成することができるように、発達段階で示されるねらいと内容で構成された、一貫性のある全体的な計画である。指導計画は、組やグループを担当する保育者が、保育計画に基づいて作成する具体的な実践計画である。

保護者の意向を考慮：平成12年に改訂された「指針」で加わった事項である。これは保護者の言いなりになる、保護者の要求をすべて受け入れるということではない。保護者の希望や期待などを把握し、意向を受容し、思いを尊重しつつ、保護者との協力体制のもとに、子どもの最善の利益を第一義にした「共に育て合う・育ち合う保育」を実現していくためのものである。

A-1-(1)-② 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。

【判断基準】

- a) 定期的に指導計画の評価を行い、その結果が次の指導計画に生かされている。
- b) 定期的に指導計画の評価を行っているが、その結果が指導計画に生かされていない。
- c) 定期的に指導計画の評価を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 指導計画は、組やグループを担当する保育者が、保育計画に基づいて作成する具体的な実践計画です。
- 指導計画は、定期的に保育の評価を行ったうえで、その結果を踏まえた見直しや、次の指導計画を作成することが必要です。
- 本評価基準では、指導計画の定期的な評価やその結果の反映状況等について評価を行います。

評価の着眼点

- 月に1回以上、指導計画の評価を行っていることが記録（指導計画・会議録・日誌等）に残されている。
- 評価の結果が指導計画に生かされている。

言葉の定義

保育の評価：保育の評価には、①保育を通した子どもの育ちの実態について、②保育者自らの保育（ねらい・内容・環境構成・援助など）が適切であったかどうかについて、という二つの側面がある。

評価を次の指導計画に生かす：さらなる改善への重要な過程であり、前の計画の反省や評価が次の計画に反映されていること。

定期的：定期的とは月に1回以上とする。

1-(2) 健康管理・食事

A-1-(2)-① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。

【判断基準】

- a) 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。
- b) 健康管理は、マニュアルなどはないが子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。
- c) 健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 登所時や保育中の健康管理は、子ども一人ひとり健康状態に応じて実施することが大切です。
- そのためには、常に保護者から既往症や予防接種の接種状況等、子どもの健康状態に関する情報を得られるような取り組みが必要となります。
- また、子ども一人ひとりの健康状態は関係職員間でその情報が共有されることが大切です。
- あわせて、組織として子どもの健康管理に関する基本的なマニュアルを整備、それぞれの職員が必要な知識等を習得しておくことが必要となります。

評価の着眼点

- 既往症や予防接種の状況について常に保護者から情報を得られるように努めている。
- 子ども一人ひとりの健康状態に関する情報が関係職員に周知されている。
- 体調のすぐれない子どもについては、その日の過ごし方について柔軟に対応している。
- 必要に応じて、保育所での子どもの健康状態を保護者に伝え、降園後の対応について話し合っている。
- 子ども体調悪化・けがなどについてはとくに留意して保護者に伝えている。
- 健康管理に関するマニュアルがある。

言葉の定義

健康管理：健康管理とは、①子どもの状態の把握とその状態に対する対応、②子どもの状態に応じた保育の継続性への配慮、③子どもの状態に応じた医療面の対応、④家庭及び地域との保健面の連携、である。子どもの健康状態を適切に判断し、体調のよくない子どもに適切に対処することも重要である。

A-1-(2)-② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。

【判断基準】

- a) 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、保育に反映させている。
- b) 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達しているが、保育に反映させていない。
- c) 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 健康診断は、医学的観点から保育生活のあり方を検討する資料を提供するものであり、健康診断の結果が保育に反映されないと、場合によっては子どもに危険な事態を招くことも考えられます。
- そのため、嘱託医による診断結果は、保育現場に確実に伝達することはもとより、嘱託医を交えて会議（カンファレンス）を開催すること等によって、保育現場における医学的・小児保健学的な対応について専門的な意見交換を行い、その結果を正しく理解した上で保育内容等に十分配慮していくことが必要となります。
- あわせて、健康診断結果が家庭に伝達され、家庭保育において有効に作用するようになっていることも必要です。

評価の着眼点

- 健康診断の結果が全職員に周知されている。
- 診断結果について、嘱託医を交えて会議（カンファレンス）を開催すること等によって、保育現場における医学的・小児保健学的な対応について専門的な意見交換を行っている。
- 健康診断の実施について、年齢別に健康診断の実施回数に差を設ける等、子どもの発達状況に応じた配慮をしている。
- 家庭保育に有効に反映されるよう、健康診断の結果を保護者に伝達している。
- 健康診断の結果を保育に反映させている。
- 健康診断の結果は個人情報であることに留意して、職員において守秘義務が遵守されるようにしている。

言葉の定義

健康診断：児童福祉施設最低基準は、健康診断を行うよう定めている。健康診断は、個々の子どもの健康状態を医学的に調べるもので、嘱託医が行うことが多い。今日では、単に疾病異常の発見のみを目的とするのではなく、子どもがいかなる健康状態にあるかをスクリーニングすることを目的としている。個々の子どもの状態を適切に把握することによって、子どもにとって望ましい保育を行うことができる。

児童福祉施設最低基準では、健康診断は、学校保健法に準じて年間2回実施することになっている。しかし、入所している子どもの年齢が、産休明けの乳児から就学直前の幼児にまで及ぶことから、年齢及び発育・発達状態に応じた健康診断の実施回数の検討も必要なことと思われる。健康診断の内容は、その目的に合致したものであるべきであり、小児科学的見地からの内容が不可欠である。

また、必要に応じて臨床検査を加えることも必要である。その内容は、

- ①発育状態の評価（身体計測による評価—体重・身長・胸囲・頭囲，肥満等の体型の評価）
- ②発達状態の評価（年月齢に応じた精神運動機能発達の状態の評価—粗大運動、微細運動、言語発達、知的発達、社会性の発達を、生活実態を介して評価、必要に応じて発達検査の実施）
- ③栄養状態（皮膚の色つや、緊張度、皮下脂肪厚）
- ④身体各部位の疾病異常の有無（視診、触診、聴診による診察）である。必要に応じて、検尿、検便、視聴覚検査を実施する。

A-1-(2)-③ 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。

【判断基準】

- a) 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、保育に反映させている。
- b) 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達しているが、保育に反映させていない。
- c) 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 歯科健診は、健康診断と同様、保育生活のあり方を検討する資料を提供するものであり、歯科健診の結果も保育に反映されることが必要となります。
- 本基準では、歯科健診の実施状況やその結果の活用状況等について、健康診断の取り組み状況にあわせて評価します。
- なお、歯科健診を特別に実施していない場合でも、嘱託医によって歯の状態を診ている場合には本基準において評価を行います。

評価の着眼点

- 歯科健診の結果が職員に周知されている。
- 家庭保育に有効に反映されるよう、歯科健診の結果を保護者に伝達している。
- 歯科健診の結果を保育に反映させている。

言葉の定義

歯科健診：乳幼児の歯の萌出状況、う歯（虫歯）の有無、歯列の有無、歯牙の汚れの程度を診ること。

A-1-(2)-④ 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、
全職員に通知している。

【判断基準】

- a) 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。
- b) 感染症発生時に対応できるマニュアルはないが、発生状況を保護者、全職員に通知している。
- c) 感染症発生時に対応できるマニュアルもなく、保護者、全職員に通知していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが集団生活を営む保育所において感染症は重大な意味をもち、感染防止は保育の重要な課題です。
- 感染症対策としては、発病時における対策と感染予防に関する対策とに大別することができます。
- さらに、発病時には、病児に対する対応と他の子どもに対する対応とがあり、病児については、適切な治療を早期に受けて順調な回復を図ること、出席停止期間の遵守を徹底することが重要となります。あわせて、他の子どもへの感染防止に配慮した保育を行うことも必要です。
- 他の子どもたちについては、健康状態のチェックを行い、保護者に対して発生している感染症に関する情報提供を行うことが重要です。
- 予防対策としては、個々の感染症が流行する時期には、とくにその感染症に関する情報を提供したり、予防接種を勧奨したりすることが必要であり、これらの活動は嘱託医との密接な連携のもとに展開することが望ましいと言えます。
- あわせて、感染症に関するマニュアルを整備するとともに、日頃からマニュアルに基づく職員研修や取り組みが重要となります。

評価の着眼点

- 感染症に関するマニュアルが整備されている。
- マニュアルの整備、職員研修等は、嘱託医、看護職または地域の保健所等の専門機関、専門職による指導、指示を受けて実施している。
- 感染症の発生状況を保護者や全職員（非常勤職員を含む）に通知している。
- 保護者や全職員に対する通知の際、発生した感染症に関する早期発見や早期対応の実際、予防対策をあわせて通知している。

言葉の定義

感染症：病原体が体内に侵入して発病するものをいい、その種類は多い。保育所で最も大きな問題になるものは、人から人（主に子どもから子ども）へ伝播されるものであり、時には多くの子どもが罹患する危険性を孕んでいることを認識しておかなければならない。子どもに多い感染症の大半は、学校伝染病としてその対応が提示されている。すなわち出席停止期間を設定し、病児から健康な子どもに病原体がうつらないような措置をするものである。この期間は、病原体が病児から排出される期間である。これはそれぞれの病気に特有のものであり、子どもの年齢や生活の場所によって異なるものではない。また、感染症対策としては、子どもに予防接種を行うことである。予防接種は、ワクチンを投与して人為的に免疫をつけることであり、予防接種法によって実施する。

A-1-(2)-⑤ 食事を楽しむことができる工夫をしている。

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができる工夫をしている。
- b) どちらかといえば工夫をしている。
- c) 工夫をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 食事は、子どもの身体的成長の基本であることから、年齢等にあった調理方法や栄養のバランスはもとより、食生活習慣の確立、栄養・食教育、心の健康づくりという目的に応じて一人ひとりの子どもに配慮することが大切です。
- また、近年では長時間保育や夜間保育も増加、家庭の食生活との関係に十分配慮しながら、保育所における食生活の充実を図るとともに、食事を介して健全育成を促すといういわゆる「食育」の推進といった新たな取り組みも必要とされています。
- 本評価基準では、子どもの発達状況や嗜好に配慮して食事を楽しむことができるような保育所における工夫を評価します。
- なお、本評価基準では主として保育士による取り組みが評価の対象となります。

評価の着眼点

- 食事をする部屋としての雰囲気づくりに配慮している。
- 子どもが食べ物に関心を持つよう工夫している。
- 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- 子どもの負担になるほどに、残さず食べることを強制したり、偏食を直そうと叱ったりしていない。
- 子どもが落ち着いて食事を楽しめるように工夫をしている。
- 時には戸外で食べるなど、様々な食事のスタイルの工夫がある。
- 子どもが育てた野菜などを料理して食べることがある。
- 子どもが配膳や後片づけなどに参加できるよう配慮している。
- 調理作業をしている場面を子どもたちが見たり、言葉を交わしたりできるような工夫を行っている。

A-1-(2)-⑥ 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。

【判断基準】

- a) 十分に対応している。
- b) どちらかといえば対応している。
- c) 対応していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所が行う給食の調理方法については、子どもの身体状況及び嗜好を十分考慮したものにする必要があります。
- 本評価基準では、保育所における献立の作成や調理の工夫について具体的な取り組みを評価します。
- なお、本評価基準では主として調理師による取り組みが評価の対象となります。

評価の着眼点

- 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
- 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映させている。
- 食事の献立については、旬の物や季節感のある食材を活かし、行事食なども随時取り入れている。
- 食器の材質や形などに配慮している。
- おやつは、できる限り手作りを心がけている。
- 栄養士や調理担当者が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
- 子ども一人ひとりの発育状況や体調を考慮した、調理の工夫がなされている。

A-1-(2)-⑦ 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。

【判断基準】

- a) 十分に連携している。
- b) どちらかといえば、連携している。
- c) 連携していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所における食事は、昨今の長時間保育や夜間保育の増加もあいまって家庭における食生活を補完するものとして重要なものです。
- そのため、子どもの食生活について家庭と十分な連携を図ることが必要となります。
- 本評価基準では、子どもの食生活に関する家庭との連携についてその具体的な取り組みを評価します。
- なお、本評価基準では主として栄養士等による取り組みが評価の対象となります。

評価の着眼点

- 献立表を作成し、事前に配布している。
- レシピを提示し、保護者に保育所で提供する食事に対する関心を促している。
- 保護者が試食できる機会を設けるなど、栄養・味付け・食べ方等、保育所で配慮していることを知らせている。
- サンプルや写真を掲示し、その日の献立や量を保護者にも知らせている。
- 食材や食器の素材の安全性に留意し、保護者にも伝えている。
- 発育期にある子どもの食事の重要性を保護者に伝えている。

A-1-(2)-⑧ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。

【判断基準】

- a) アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。
- b) -
- c) アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育指針では、アレルギーについて原因となるアレルゲンの種類が多いことから安易な食事制限やみだりな除去食の提供をせず、必ず囑託医（地域の事情によっては必ずしもアレルギーの専門医でなくてもよい。特に小児科医や子どものかかりつけ医の指示、あわせて囑託医の意見、指示）などの指示を受けるようにすることを規定しています。
- とりわけ除去食の提供にあたっては、保護者の求めだけを受けて安易な判断をすることなく、必ず囑託医等の指示のもとで対応することが必要です。
- 一方で、アレルギーによって死に至ることもあるため、入所前に保護者から十分な聴き取りを行う他、日頃から囑託医との連携を図ることや記録での配慮等、適切な対応策を講じておくことも重要となります。
- また、全職員にアレルギー疾患についての必要な知識や情報が周知されていることも評価のポイントとなります。

評価の着眼点

- 除去食の提供にあたって、除去する（当該の子どもに与えない）食の選定に関する基準がある。
- 専門医による除去の内容に関する細かい指示や意見書等のもとで除去食を提供している。
- 食事の献立や除去期間などに関する専門医からの指示や意見書等がある。
- アトピー性皮膚炎・食物アレルギーの子どもに対して、医師の指示や意見書等のもと、子どもの状況に応じて適切な対応を行っている。
- 代替食に対応するなど、除去食の提供において、他の子どもたちとの相違に配慮している。

言葉の定義

アレルギーと除去食：アレルギーとは、アレルギーとなる物質が作用して、身体の一部に、さまざまな反応を示すもので、アトピー性皮膚炎・喘息をはじめ、下痢・嘔吐などの症状もある。何らかの食物が関連するアレルギー疾患を食物アレルギーといい、その子どもに対する食事対策として、そのアレルギーとなる食物を含まない食事を行う。これを除去食というが、アレルギーを正しく検出して対応しなければならない。安易に除去と称した対応が行われることは、発育の旺盛な子どもにおいては不利なことも多く、時には無意味なことを行っている場合もある。専門的な検査によってアレルギーを見出し、それを与えずにどのようにして食事を提供するか、また、どの時期に除去を解除するかを適切に判断しなければならない。それには、小児科医やアレルギー専門の医師に指導を受けることが必要で、保護者の要求が必ずしも適切であるとはいえない。この点は『指針』にも明記されている。

1-(3) 保育環境

A-1-(3)-① 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。

【判断基準】

- a) よく整備されている。
- b) どちらかといえば整備されている。
- c) 整備されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育指針では保育の環境について、子どもの生活が安定し、活動が豊かなものになるように人的環境や物的環境等を計画的に構成し、工夫して保育を行うことが大切であることを規定しています。
- 具体的には、施設、屋外遊戯場の広さ、遊具・用具の素材、施設の採光、換気、保温、清潔等の環境保健のほか、危険の防止や保育室における家庭的な親しみ、くつろぎの場といった点への配慮が求められています。
- 本評価基準では、子どもが心地よく過ごすことのできるような環境の整備について具体的な取り組みを評価します。
- なお、リネン等について業者へ業務委託をしている場合でも、保育所としてその委託先に対するかわり方（例えば、業務委託に関する契約内容）等によってその取り組み状況を評価します。

評価の着眼点

- 採光に配慮している。
- 通風、換気に配慮している。
- 各部屋に湿温計などがあり、温度・湿度に配慮している。
- 設備の管理や清掃が十分に行われ、保育所の屋内・外とも清潔に保たれている。
- 手洗い場、トイレは、子どもが利用しやすい設備が用意され、安全への工夫がなされている。
- 寝具の消毒や乾燥を定期的に行っている。
(補足説明)
☆「定期的に」とは、最低週に1回以上決まった日に消毒や乾燥することを指します。
- 屋外の砂場や遊具の衛生面に配慮している。
- 子どもの安全確保のために施設整備・遊具を定期的に点検している。
(補足説明)
☆「定期的に」とは、最低週に1回以上決まった日に点検することを指します。

言葉の定義

寝具の消毒：保護者でなく保育所内で定期的に行うことを指す。

A-1-(3)-② 生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている。

【判断基準】

- a) よい取り組みが行われている。
- b) どちらかといえば取り組みが行われている。
- c) 取り組みが行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、採光や保温、清潔や安全といった心地よさといった観点からではなく、衣食住に関わる生活空間が子どもたちの心身の安らぎ、くつろぎといった養護の基本を支える環境づくりに向けた取り組みについて評価します。
- ここで言う環境には人的環境のほか、「音」や「色」への配慮といった点も含まれることに留意が必要です。
- なお、眠くなったときに安心して眠ることができる空間や、食事のための空間の確保については、それらが必ずしも別々の部屋として用意されていなくても、活動に応じた適切なスペースが用意されていればよいものとします。

評価の着眼点

- 子どもが不安になった時などにいつでも応じられるように、保育者が身近にいる。
- 一人ひとりの子どもがくつろいだり落ち着ける場所がある。
- 眠くなったときに安心して眠ることができる空間が確保されている。
- 食事のための空間が確保されている。
- 自然物を取り入れるなど、季節にあわせた保育環境が工夫されている。
- 配色に配慮した保育室となっている。
- 音楽や保育者の声が不必要に大きくなるよう配慮している。
- 庭など屋外での活動の場が確保されている。

1-(4) 保育内容

A-1-(4)-① 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。

【判断基準】

- a) 子どもをよく受容しようと努めている。
- b) どちらかといえば子どもを受容しようと努めている。
- c) 子どもを受容しようと努めていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育指針では、一人ひとりの子どもの置かれている状態及び家庭、地域社会における生活の実態を把握するとともに、子どもを温かく受容し、適切な保護、世話をを行い、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるようにすることを保育の方法における留意事項として示しています。
- また、子どもを受容していくためには、家庭環境や身体的成長の差等から生じる子ども一人ひとりの違いを十分に把握し、職員間での理解を深めておく必要があります。
- その際、指導計画などに、一人ひとりの子どもを受容するための援助が書かれていることが望ましく、気になる場面や記録については、①子どもの内面や状況をよく理解しているか、理解が不十分であってもくみとろうとしているか、②保育上の明確かつ適切な意図があるか（ただし、いずれも子どもの心を傷つけたりダメージを与えたりしない範囲のものでなければならない）、③危険がないかどうか、といった点に留意してあらためてその援助の内容を確認する必要があります。
- 本評価基準では、子ども一人ひとりへの理解を深めるとともに、受容することによって状態に応じた配慮が行われているか保育所における取り組みを評価します。

評価の着眼点

- 子どもに分かりやすい温かな言葉づかいで、おだやかに話している。
- 「早くしなさい」とせかす言葉や「ダメ」「いけません」など制止する言葉を不必要に用いないようにしている。
- 子どもの質問に対して、「待ってて」「あとで」などと言わずに、なるべくその場で対応している。
- 「できない」「やって」などと言ってくる子どもに対して、その都度気持ちを受け止めて対応している。
- 「いや」などと駄々をこねたり、自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- 登所時に泣く子どもに対して、放っておいたり、叱ったりするのではなく、子どもの状況に応じて、抱いたり、やさしく声をかけたりしている。

A-1-(4)-② 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもの状況に応じてよく対応している。
- b) どちらかといえば対応している。
- c) 対応していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育においては、子どもの発達に関する十分な理解と、子ども一人ひとりの特性に応じ、生きる喜びと困難な状況への対処する力を育てることを基本とする実践が必要となります。
- 本評価基準では、子どもが生活習慣を確立するため、一人ひとりの子どもに合わせて援助する姿勢や保育環境があるかどうか、子どもの気持ちを大切にしながら、子どもが自分でやろうとする気持ちを育む工夫がされているかといった点を評価します。
- あわせて、保育環境、子ども同士の関係、保育者の子どもに対する配慮（言動、姿勢など）に関する工夫についても評価します。
- なお、これらの取り組みは保育計画や指導計画に位置付けて取り組んでいることが求められます。

評価の着眼点

- トイレに行くことをせかしたり、強制したりせずに、一人ひとりのリズムに合わせてるようにしている。
- おもらしをしたときに、その都度やさしく対応し、子どもの心を傷つけないよう配慮している。
- 衣服の脱ぎ着に際して、せかしたり、着せてしまったりしないで、自分でやろうとする子どもの気持ちを大切にしている。
- 子どもが自分で着脱しやすいように、衣類の整理の仕方や着方の援助について工夫している。
- 休息時には、子守唄を歌ったり、背中を軽くたたくなど、安心して心地よい眠りにつけるように配慮している。
- 休息時間以外でも、一人ひとりの状況に応じて、眠らせたり、身体を休ませるようさせたりしている。
- 休息時間に、眠くない子どもへの配慮をしている。

A-1-(4)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。

【判断基準】

- a) よく整備されている。
- b) どちらかといえば整備されている。
- c) 整備されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが自発的に活動するためには、第一に、子どもが自ら何かをしてみようとする気持ちを受け止め、第二に、安心して挑戦していくことができるように働きかけ、第三に、子どもが自らやり遂げたことを受け止めて子どもの満足感や達成感を共有することが重要です。
- 子どもが何かをしてみようとしていることに気づく配慮に欠けたりやり過ぎたり、挑戦をしてみようとする意欲をそぐような言葉や評価を与えたり、子どもがやり遂げたことにおざりな対応をするといったことがないようにしなければなりません。
- また、保育環境、玩具、遊具などが、年齢や子どもの興味・関心に即して見直されることによって、その活動を援助することも大切です。
- 本評価基準では、実際に遊んでいる姿が見られたかどうか、指導計画、保育日誌などに、子どもが自発的に活動できる環境について明記されているかといった点から自発性に配慮しているかどうかを判断し、評価します。

評価の着眼点

- 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。
- 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。
- 好きな遊びができるコーナーが用意されている。
- 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。
- 保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。

A-1-(4)-④ 身近な自然や社会とかかわれるような取り組みがなされている。

【判断基準】

- a) よく取り組みがなされている。
- b) どちらかといえば取り組みがなされている。
- c) 取り組みがなされていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、子どもが身近な自然や社会と関わるような工夫や取り組みを評価します。
- 具体的には、指導計画の中に保育環境や身近な自然や社会と関わるために必要な配慮・援助などが記載されているか、実際に、保育に取り入れて子どもが積極的にかかわっているか、といった点を評価します。

評価の着眼点

- 子どもが身近に動植物に接する機会をつくっている。
- 庭や散歩で拾ってきた葉や木の実など、季節感のある素材を利用している。
- 散歩や行事などで地域の人たちに接する機会をつくっている。
- 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。
- 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える日本の伝統的な行事などを日常保育の中に取り入れている。

言葉の定義

地域の公共機関：学校・福祉施設・図書館・美術館・児童館・郵便局・警察署・消防署・鉄道・バスなどの公共交通機関。商店街なども含む。

A-1-(4)-⑤ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。

【判断基準】

- a) よく配慮されている。
- b) どちらかといえば配慮されている。
- c) 配慮されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、さまざまな表現活動が自由に体験できるような配慮について評価します。
- 評価にあたっては、指導計画に、子どもが自由に表現することができるよう、保育者が配慮・工夫することが記載されているか、子ども自身がやりたいときに集中してできるような配慮があるか、表現したものや作ったものを尊重するような配慮があるかどうかといった点を記録や具体的な保育場面を見ることによって確認します。

評価の着眼点

- 子どもが自由に歌ったり、踊ったりすることができる。
- 子どもに興味・関心に応じ、さまざまな楽器を楽しめるようになっている。
- クレヨン・絵具・粘土・紙など、さまざまな素材を子どもたちが自分で使えるように用意されている。
- 子どもの作品が保育に活かされたり、工夫して飾られたりするなど、大切に扱われている。
- 身体を使った様々な表現遊びが取り入れられている。
- 絵本の読みきかせや紙芝居などを積極的に取り入れている。

A-1-(4)-⑥ 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。

【判断基準】

- a) よく配慮されている。
- b) どちらかといえば配慮されている。
- c) 配慮されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、遊びや生活を通して人間関係を育てていくといった視点からの保育が行われているかについて保育者の関わり方や具体的な取り組みに着目した評価を行います。
- また、遊びや保育所外活動について保育計画・指導計画においてその目的が明確に位置づけられた上で実践されているかどうかといった点からも評価します。

評価の着眼点

- 子ども同士の関係をよりよくするような適切な言葉かけをしている。
- けんかの場面では、危険のないように注意しながら、子どもたち同士で解決するように援助している。
- 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。
- 当番活動など子どもが役割を果たせるような取り組みが行われている。
- 異年齢の子どもの交流が行われている。

A-1-(4)-⑦ 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。

【判断基準】

- a) よく配慮されている。
- b) どちらかといえば配慮されている。
- c) 配慮されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育指針では、子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようすることと規定されています。
- 本評価基準は、保育所における子どもの人権に対する配慮や互いを尊重する心を育むための具体的な取り組みを評価します。
- 本評価基準では、国や地域だけでなく、個々の地域社会や家庭のあり方の違いを含むものとします。
- また、子どもは多くの意識や行動様式を大人から学習することから、保育士だけでなく、保護者にも他者を尊重する心を持つ手本になってもらうことが必要です。そのため、保護者と日常的に言葉を交わす場面で配慮だけでなく、保護者会などの場で具体的な共通認識を持つよう配慮することが必要となります。
- あわせて、職員一人ひとりが人権、権利擁護に対する深い理解が必要となることから研修会への参加、職員会議等で認識の共有化を図ることが大切です。

評価の着眼点

- 子どもが、自分の意見を保育者などの大人にはっきり言うことができるよう配慮している。
- 子どもが、他の子どもの気持ちや発言を受け入れられるよう配慮している。
- 一人ひとりの子どもの生活習慣や文化、考え方などの違いを知り、それを尊重する心を育てるよう努めている。
- 子どもの人権への配慮や互いを尊重する心を育てるための具体的な取り組みを行っている。
- 子どもの人権や文化の違い、互いに尊重する心について、保護者にも理解してもらうような取り組みを行っている。
- 子どもの人権擁護に関する研修等に職員が参加している。

A-1-(4)-⑧ 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付け
ないよう配慮している。

【判断基準】

- a) よく配慮されている。
- b) どちらかといえば配慮されている。
- c) 配慮されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 男女共同参画社会の構築に向けた諸施策が進展するなか、保育においても性差による固定的な役割分担意識を助長するような対応は避けなければなりません。
- 保育指針では、子どもの性差や個人差にも留意しつつ性別による固定的な役割分業意識を植え付けることのないように配慮すること、と規定されています。
- 本評価基準では、保育所における具体的な配慮について、その取り組みを評価します。

評価の着眼点

- 「男の子だからめそめそするな」などと、子どもの態度について、性差への先入観による固定的な対応をしていない。
- 「それは女の子の色」などと、子どもの服装について、性差への先入観による固定的な対応をしていない。
- 「それは女の子の遊び」などと、子どもの遊び方について、性差への先入観による固定的な対応をしていない。
- 「男の子だから家事をすることはない」などと、育児、家事、介護などについて、性差への先入観による固定的な対応をしていない。
- 「それは男（女）の子の仕事」などと、職業について、性差への先入観による固定的な対応をしていない。

A-1-(4)-⑨ 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。

【判断基準】

- a) よく配慮されている。
- b) どちらかといえば配慮されている。
- c) 配慮されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準は、乳児保育にふさわしい環境の整備や保育の内容や方法について評価するものです。
- 評価にあたっては、指導計画・個別記録に配慮・工夫していることなどを記載しているかどうかポイントとなります。

評価の着眼点

- 授乳は、子どもが欲しがる時に、抱いて目をあわせたり、微笑みかけたりしながらゆったりと飲ませている。
- 離乳食については、家庭と連携をとりながら、一人ひとりの子どもの状況に配慮して行っている。
- おむつ交換時は、やさしく声をかけたり、スキンシップをとりながら行っている。
- 一人ひとりの生活リズムに合わせて睡眠をとることができるように、静かな空間が確保されている。
- 外気に触れたり、戸外遊びを行う機会を設けている。
- 喃語（乳児のまだ言葉にならない声）には、ゆったりとやさしく応えている。
- 顔を見合ってあやしたり、乳児とのやり取りや触れ合い遊びを行っている。
- たて抱き、腹這いなど、子どもの姿勢を変えている。
- 全職員にSIDSに関する必要な知識が周知されている。
- 寝返りのできない乳児を寝かせる場合には仰向けに寝かせている。
- 特定の保育者との継続的な関わりが保てるよう配慮している。

A-1-(4)-⑩ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。

【判断基準】

- a) よく配慮されている。
- b) どちらかといえば配慮されている。
- c) 配慮されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、長時間にわたる保育にふさわしい環境の整備と具体的な保育内容・方法について評価します。なお、本評価基準に言う「長時間にわたる保育」とは特別保育事業としての「延長保育」に限らず、通常の保育所保育が長時間にわたることも含むことに留意が必要です。
- 指導計画等に長時間保育についての位置づけがなされていることを基本として、家庭的な雰囲気やくつろぎをつくりだすための工夫や実際の効果を評価するほか、職員間の引継ぎや保護者との連携について子どもの健康状態、保護者に伝えるべき事柄、保育上の留意点等が確実に引き継ぎ、伝達されているかといった点を評価します。

評価の着眼点

- 家庭的な雰囲気が感じられる。
- 畳やじゅうたん、ソファなど寝転ぶことができる環境、個人個人で遊ぶことができる遊具などがある。
- 長時間保育を受ける子どもに夕食や軽食が提供されている。
- 献立表にその日の夕食や軽食の内容が明記されている。
- 一人ひとりの子どもの要求に応じて、抱いたり、声をかけるなど、ゆったりと接している。
- 異年齢の子ども同士で遊べるように配慮されている。
- 子どもの状況について、職員間の引継ぎを適切に行っている。
- 保護者との連携を密にして、子どもの生活リズムに配慮している。

A-1-(4)-⑪ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみ
られる。

【判断基準】

- a) よく配慮されている。
- b) どちらかといえば配慮されている。
- c) 配慮されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、障害児保育にふさわしい環境の整備と具体的な保育内容・方法について評価します。
- 評価のポイントとしては、障害児とそれに係わる保育に関することについて保育所全体で定期的に話し合う機会を設けていることや、年1回以上、その内容が保育所全体で共有されるような職員研修の取り組みがある等、組織的な対応が図られていることのほか、子どもが受けている医療や療育に同行する、あるいは手紙等で相談し、助言を受ける、専門家の巡回訪問相談がある、専門家との事例研究会を行っているなど必要に応じて医療機関や専門機関から相談や助言を受けていることがあげられます。
- また、保育の方法や内容について、日常的に保護者と話して理解を得ることや、子どもの発達状況・課題発達について情報を共有し、認識の相違をなくすよう努めているといった保護者との連携も重要なポイントとなります。その際、医療機関や専門機関による療育方針・方法を共有している、あるいは専門機関の療育を受けていない場合には、必要に応じて紹介をするといった取り組みも必要です。
- 加えて、連絡帳、送迎時の日常的な情報交換のほか、個人面談などを通じて家庭と保育所それぞれにおける子どもの姿について情報を交換し、共有している（日常的に保護者に保育所での子どもの様子を話しているか、保育所は家庭での様子を理解しているか）ことが大切です。
- あわせて、保育所の保護者全体に対しても障害児保育への正しい認識ができるような取り組みも重要な視点となります。

評価の着眼点

- 障害のない子どもの障害児への関わりに対して配慮している。
- 建物、設備はバリアフリーの配慮がみられる。
- 障害児の特性に合わせた園での生活の仕方の計画が立てられている。
- 障害児保育について保育所全体で定期的に話し合う機会を設けている。
- 障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。
- 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
- 保護者に障害児に関する適切な情報を伝えるための取り組みを行っている。

A-2 子育て支援

2-(1) 入所児童の保護者の育児支援

A-2-(1)-① 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。

【判断基準】

- a) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換に加えて、別の機会を設けて相談に応じたり個別面談などを行っている。
- b) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換を行っているが、個別面談などは行っていない。
- c) 一人ひとりの保護者と、子どもについて情報交換を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、子育て相談に応じたり個別面談を行うなど、保護者に対する育児支援の取り組み状況について評価します。

○子育て環境が大きく変化するなか、保育所には従来にも増して専門的な子育て相談機能が期待されています。

○具体的には、送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換のほか、別途必要とする保護者の子育て相談に応じたり、個別面談の機会を設ける等、積極的な取り組みを行っている点を評価します。

○実際の評価に当たっては、前入所児童の保護者への案内や、各クラスでの実施実績があるかどうか、日常的に情報交換がなされていることを掲示や記録などによって確認します。

評価の着眼点

□送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換を行っており、記録等によってそのことが確認できる。

□子育て相談に応じたり、個別面談の機会を設ける等、積極的に保護者に対する子育て支援を行っている。

言葉の定義

個別面談：時間を設定して行うもので、かつ記録が残るもの。

A-2-(1)-② 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。

【判断基準】

- a) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。
- b) -
- c) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じた記録がなされていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されていることを評価します。

○保育所と保護者との情報交換の内容には、関係職員全員で共通理解を持っておく必要があるものも多いため、記録されていることが必要となります。

○また、情報公開が求められた場合には、状況に応じて守秘義務に抵触しない範囲で記録を公開しなければならないことも想定されるため、記録は欠かすことができません。

○なお、記録にあたってはどのような内容は記録に残さなければならないか、といった基準を明確に設け、記録する内容について職員間でばらつきが生じないようにすることが大切です。

評価の着眼点

- 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。
- 記録にばらつきが生じないための工夫を行っている。

A-2-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。

【判断基準】

- a) 懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者の保育参加など、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。
- b) 懇談会などの話し合いの場を設けているが、保護者と共通理解を得るための機会を設けていない。
- c) 懇談会などの話し合いの場を設けていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○こどもの発達（育ち）の過程や問題、育児（子育て）の方法などについては、保育所と保護者とが共通理解を持たなければなりません。

○そのためには、日常的な対話や懇談会のほか、保育実践の場面に保護者が参加することも大切です。

○保育参加とは、保護者が保育実践に直接加わることをいい、保育を観るだけの保育参観に対して、保育参加は直接子どもとふれあい、働きかけるチャンスが与えられるものです。子どもからの反応も直接的に実感できることから、子どもの発達や育児をともに考える良いチャンスであると考えられます。

○本評価基準では、日常的な対話や懇談会のほかに保護者の保育参加等、保護者と保育所が子どもの発達（育ち）の過程や問題、育児（子育て）の方法などについて共通理解を得るための機会を積極的に設けていることを評価します。

評価の着眼点

- 懇談会などの話し合いの場を設けている。
- 保護者の保育参観など、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。

A-2-(1)-④ 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長(園長)まで届く体制になっている。

【判断基準】

- a) 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長(園長)まで届く体制になっている。
- b) 虐待などの早期発見に努めているが、得られた情報が速やかに所長(園長)まで届く体制になっていない。
- c) 虐待などの早期発見に努めていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保育所は、社会福祉施設の中でもとりわけ地域に身近な施設として児童虐待を比較的発見しやすい面があります。
- そのため、日頃から児童虐待の兆候を見逃さないように保護者や子どもの様子に細心の注意を図ることが必要であり、職員にもそのための意識を涵養することが重要です。
- また、万が一、虐待が疑われるような場合には情報が所長(園長)に必ず届くような体制を整えておくことが求められます。例えば、マニュアルの整備とマニュアルに基づく職員研修の実施等があげられます。

評価の着眼点

- 職員に対して虐待が疑われる子どもの特徴をはじめ、虐待に関する理解を促すための取り組みを行っている。
- 児童虐待を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- マニュアルに基づく職員研修を実施している。
- 日頃から囑託医、地域の児童相談所、福祉事務所、児童委員、保健所や市町村の保健センターなどの関係機関との連携を図るための取り組みを行っている。

言葉の定義

虐待への対応：虐待への対応は、「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年制定）」の、「児童福祉施設の職員…は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない（第5条第1項）、前項に規定する者は、…国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない（同条第2項）、児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない（同条第3項）」及び「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、…市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない（第6条第1項）」という条文に示されるとおりである。また「保育所保育指針」におい

ても、「児童虐待などの対応（第12章 健康・安全に関する留意事項）」が記されている。特に保育所における早期発見については、「登所時や保育活動のあらゆる機会に可能であるので、子どもの心身の状態や家族の態度などに注意して観察や情報の収集に努める」こととしている。

虐待が疑われる子どもの特徴：

「発達障害や栄養障害、身体に不自然な傷・皮下出血・骨折・やけどなどの所見、脅えた表情、暗い表情、極端に落ち着きがない、激しいかんしゃく、笑いが少ない、泣きやすいなどの情緒面の問題、言語の遅れが見られるなどの発達の障害、言葉が少ない・多動・不活発・乱暴で攻撃的な行動、衣服の着脱を嫌う、食欲不振・極端な偏食・拒食・過食などの食事上の問題が認められることもある」。家族の態度としては、「子どものことについて話したがない、子どもの身体所見について説明が不十分であったり、子どものことに否定的な態度を示すなど、子どもをかわいがる態度が見受けられず、必要以上にしつけが厳しく、またはよく叱ることがある」。

A-2-(1)-⑤ 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。

【判断基準】

a) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。

b) -

c) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○虐待が疑われる子どもを発見した場合には、一人の保育士や保育所単独で対応することが困難であることから、確実に所長(園長)に情報が届く体制を整備しておくだけでなく、市町村や児童相談所、福祉事務所、児童委員に照会、通告するための体制整備が必要となります。

○本評価基準では、虐待が疑われる児童を発見した場合に、速やかに関係機関に照会、通告することができるような体制整備の状況を評価します。

評価の着眼点

□児童虐待の照会、通告にあたっての連絡先を明示している。

2-(2) 一時保育

A-2-(2)-① 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。

【判断基準】

- a) 一時保育の内容や方法によく配慮している。
- b) 一時保育の内容や方法にどちらかといえば配慮している。
- c) 一時保育の内容や方法に配慮していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、一時保育における一人ひとりの子どもへの配慮や、通常保育との関連について具体的な取り組みを評価します。
- 具体的には、一時保育のための保育室の確保といった環境面での配慮に加え、担当者の選任や保護者とのコミュニケーション、通常保育の子どもたちとの交流等、一時保育の方法についても評価します。

評価の着眼点

- 一時保育のための保育室などの確保に配慮している。
- 一時保育のための担当者が決められている。
- 一人ひとりの子どもの日々の状態を把握している。
- 一時保育の子どもと通常保育の子どもとの交流に配慮している。
- 保護者とのコミュニケーションを十分にとっている。
- 必要なケースについて相談に応じている。

言葉の定義

一時保育：「特別保育事業実施要綱」によれば、「保育所に入所していない乳幼児に対する一時的な保育」であり、これに「自主的に取り組む場合に補助を行う対象」は、「児童福祉法第24条の規定による保育の実施の対象とならない乳幼児のうち、以下のいずれかに該当するもの。①保護者の勤務形態により、家庭における育児が断続的に困難となり、一時的に保育が必要となる児童、②保護者の傷病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要となる児童、③保護者の育児疲れ解消等の私的な理由やその他の事由により、一時的に保育が必要となる児童」となっている。

通常保育：児童福祉法第39条に規定される「保育に欠ける」乳幼児が市町村を通して当該園に入所して受けている保育のことである。

A-3 安全・事故防止

3-(1) 安全・事故防止

A-3-(1)-① 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。

【判断基準】

- a) 調理場、水周りなどの衛生管理はマニュアルがあり、常に清潔に保つなど適切に実施されている。
- b) 調理場、水周りなどの衛生管理はマニュアルはあるが、適切に実施されていない。
- c) 調理場、水周りなどの衛生管理のためのマニュアルがない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの安全を確保することは、最も基本的な保育の質の保証であり、保護者等が強く望むものです。衛生管理のための体制を整備することは最低限の義務として当然のことであり、保育の質の向上を目指す意味からも積極的に取り組む必要があります。
- また、衛生管理のための体制の確立には、所長(園長)等が明確な目的意識のもとにリーダーシップを発揮することが求められます。
- 衛生管理の取組は、組織的・継続的に行われなければその成果は望めません。衛生管理を目的としたマニュアル等を整備した上で、組織内のシステムを確立し実行していくことは、職員全体で意識を向上させていくことにもつながります。なお、マニュアルは保育所の状況に応じて保育所独自に作成したものが望ましいが、自治体等が作成したもの、またはそれに準じたものを利用していてもよいこととします。

評価の着眼点

- 所長(園長)等管理者は衛生管理の取組について、リーダーシップを発揮している。
- 子どもの安全確保に関する担当者・担当部署を設置している。
- 担当者等を中心にして、定期的に衛生管理に関する検討会を開催している。
- 衛生管理マニュアルを作成し職員に周知、研修を行っている。
- マニュアルは定期的に見直しを行っている。

(補足説明)

☆「定期的に」とは、毎年最低1回決まった時期に、見直しされることを指します。

A-3-(1)-② 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。

【判断基準】

- a) 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員に周知されている。
- b) 食中毒の発生時に対応できるマニュアルはあるが、全職員には周知されていない。
- c) 食中毒に関するマニュアルがない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、食中毒が発生した場合の対応マニュアルの整備状況及び、そのマニュアルに基づく職員研修の実施等を評価します。
- 食中毒が発生した場合には、医療機関との連携のほか、保健所や所轄庁等への報告等、さまざまな対応が求められることとなります。
- そのため、万が一に備えて対応フローや連絡先の一覧、救急処置に関する知識と実践方法、等についてマニュアル化しておくことが必要となります。
- また、マニュアルに沿った対応が確実に行われるよう、日頃より職員におけるマニュアルの周知やそのための研修の実施等が継続的に確保されていることも求められます。

評価の着眼点

- 食中毒の発生時における対応マニュアルが整備されている。
- マニュアルに基づく職員に対する研修が行われている。
- マニュアルは定期的に見直しが行われている。

A-3-(1)-③ 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。

【判断基準】

- a) 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。
- b) 事故防止のためのチェックリスト等はないが、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。
- c) 事故防止に向けた具体的な取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの事故防止のための体制整備の面では所長(園長)等のリーダーシップが欠かせませんが、具体的な安全確保策を講じる際には業務の現場における知恵の活用が最も重要です。
- 本評価基準のポイントは、子どもの事故防止に向けた取り組みを、いかに組織的に実施しているか、そしてその取り組みが具体的かどうか、という点にあります。
- なお、マニュアルは保育所の状況に応じて保育所独自に作成したものが望ましいが、自治体等が作成したものを利用していてもよいこととします。また、マニュアルの内容としては、職員の共通理解と園内体制、関係機関との連携、保護者への取り組み、施設設備面における安全確保、近隣地域の危険箇所の把握、通所時における安全確保、保育所外活動における安全確保、施設開放時の安全確保、などがあげられます。

評価の着眼点

- 子どもの安全を脅かす事例の収集を、その仕組みを整備した上で実施している。
- 収集した事例について、職員の参画のもとで発生要因を分析し、未然防止策を検討している。
- 職員に対して、事故防止に関する研修を行っている。
- 事故防止策等の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
(補足説明)
☆「定期的に」とは、毎年最低1回決まった時期に、見直しされることを指します。
- 事故防止のためのチェックリスト等があり活用している。
- 「ヒヤリ・ハット」などの事例を活用している。
- 子どもたちに対する安全教育を定期的実施している。
(補足説明)
☆「定期的に」とは、毎年最低1回決まった時期に、実施することを指します。

A-3-(1)-④ 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。

【判断基準】

- a) 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。
- b) 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあるが、全職員に周知されていない。
- c) 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、事故や災害が発生した場合の対応マニュアルの整備状況及び、そのマニュアルに基づく職員研修の実施等を評価します。
- 事故や災害が発生した場合には、ケースによってさまざまな対応が求められることとなります。
- そのため、万が一に備えて対応フローや緊急連絡先の一覧、救急処置に関する知識と実践方法、保護者等との連絡方法や連絡網等について事故や災害別にマニュアル化しておくことが必要となります。
- また、マニュアルに沿った対応が確実に行われるよう、日頃より職員におけるマニュアルの周知やそのための研修の実施等が継続的に確保されていることも求められます。

評価の着眼点

- 事故や災害別に発生時における対応マニュアルが整備されている。
- マニュアルに基づく職員に対する研修が行われている。
- マニュアルは定期的に見直しが行われている。

(補足説明)

☆「定期的に」とは、毎年最低1回決まった時期に、見直しされることを指します。

A-3-(1)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。

【判断基準】

- a) 不審者の侵入時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。
- b) 不審者の侵入時に対応できるマニュアルはあるが、全職員に周知されていない。
- c) 不審者の侵入時に対応できるマニュアルがない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、不審者が施設内に侵入した場合の対応マニュアルの整備状況及び、そのマニュアルに基づく職員研修の実施等を評価します。
- 不審者が侵入した場合には、子どもの安全を確保すると同時に警察への通報等、さまざまな対応が求められることとなります。
- そのため、万が一に備えて対応フローや緊急連絡先の一覧、救急処置に関する知識と実践方法、保護者等との連絡方法や連絡網等についてマニュアル化しておくことが必要となります。
- また、マニュアルに沿った対応が確実に行われるよう、日頃より職員におけるマニュアルの周知やそのための研修の実施等が継続的に確保されていることも求められます。

評価の着眼点

- 不審者の侵入時における対応マニュアルが整備されている。
- 警察等との連携のもとでマニュアルに基づく職員に対する研修が行われている。
- マニュアルは定期的に見直しが行われている。

(補足説明)

☆「定期的」には、毎年最低1回決まった時期に、見直しされることを指します。